

技適未取得機器を用いた実験等の特例制度【制度整備中】

- 電波法に定める技術基準に相当する技術基準（国際的な標準規格）を満たす等の一定の条件の下、技術基準適合証明等（技適）を取得しなくても、届出※¹により、最長180日間、Wi-Fi等※²を用いて新サービスの実験等を行うことができます。【第198回国会にて電波法の改正法が成立】

※1 届出内容のイメージ：氏名・住所等の連絡先／実験等の目的／無線設備の規格／設置場所／運用開始予定日／相当基準適合の確認方法等
※2 ①Wi-Fi、Bluetoothなどの、技適を取得していれば免許不要となる規格・周波数帯について、条件に適合すれば届出により実験等が可能。
②LTE等の携帯電話等に係る規格について、携帯電話事業者が必要な許可を取得していれば、携帯電話事業者との契約により実験等が可能。

今後のスケジュール：特例の詳細な条件を定める省令等を整備した後、改正法公布後1年以内に運用開始（2020年春頃見込）

特例により
可能となる
実験等の例

日本で未販売のスマートフォンを用いた、アプリの開発・保守のための実験等

日本で未販売の無線設備を用いたICTサービスについて日本での市場性を評価するための実験等

新製品開発の参考とするために、日本で未販売のスマートフォンやセンサー等を用いて行う実験等

